

諮問番号：諮問第 280 号

答申番号：答申第 280 号

答申書

第 1 審査会の結論

北九州市八幡西福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人の子（以下「本件児童」という。）に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づく障害児福祉手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、本件処分の取消しを求めるもので、その理由を要約すると、次のとおりである。

- (1) 審査請求書に添付した次の書類を見て分かるように、障害児福祉手当を受給できる権利は十分にありと考えている。

ア 心理判定書

北九州市児童相談所長が行った心理判定結果が「重度知的障害」である旨を令和 5 年 11 月 10 日付けで審査請求人宛てに通知したものである。なお、同年 8 月 3 日に実施した心理検査によると、知能指数は「IQ 24」である。

イ 令和 5 年 11 月 25 日付け障害児福祉手当認定診断書（精神の障害用）

令和 5 年 9 月 26 日付け障害児福祉手当認定診断書（精神の障害用）（以下「本件診断書」という。）との相違点は、【 】内のとおりである。

- ① 氏名～③ 住所 （略）
- ④ 障害の原因となった傷病名：自閉スペクトラム症
- ⑤ 傷病発生年月：「主な精神障害」の欄及び「合併精神障害」の欄に「平成 25 年 10 月」と記載されている。
- ⑥ 合併症：「精神障害」の欄には「注意欠如多動症」と記載されている。

⑦ ④のため初めて医師の診断を受けた日：平成28年頃

⑧ 将来再判定の要：有（2年後）

⑨ 現病歴

ア 発病以来の病状と経過：1歳半健診で言葉の遅れや落ち着きのなさの指摘あり。年少から に通院開始。親子通園をし、心理療法や作業療法を行う。ADHD、ASDの診断もあり薬物療法も開始。4歳頃に に転院し薬物療法継続。兄が当院かかりつけであったために、令和4年6月23日当院初診。薬物療法行いながら定期的に経過観察中。

イ 発病以来の治療歴

(ア) : 治療期間は「H28年頃～H29年頃」、入院・外来別は「外」、病名は「上記④⑥」、主な療法は「薬物療法」、転帰は「不変」

(イ) : 治療期間は「H29年頃～R4年5月」、入院・外来別は「外」、病名は「上記④⑥」、主な療法は「薬物療法」、転帰は「不変」

(ウ) 当院：治療期間は「R4年6月～」、入院・外来別は「外」、病名は「上記④⑥」、主な療法は「薬物療法」、転帰は「不変」

⑩ これまでの発育・養育歴等

ア 発育・養育歴：6ヶ月頃より保育園通うも痲痺や偏食の指摘あり。1歳半健診で言葉の遅れと落ち着きのなさの指摘あり。年少より へ親子通園開始。心理や作業療法行っていた。

イ 教育歴：乳児期 6カ月～保育園、小学校（特別支援学校）

⑪ 知能障害等：現在の症状又は状態像について、「知的障害」に該当し、知能指数は「IQ32【IQ24】」、テスト方式は「田中ビネー」、判定は記載なし【重度】、判定年月日は「令和元年8月2日【令和5年8月3日】」と記載されている。また、「高次脳機能障害」のうち「遂行機能障害」に該当する。さらに、「療育手帳A2判定 気が散りやすい。集中力持続困難。じっと出来ず、落ち着きがない。取り掛かりが遅い。課題ややるべき事を最後までやり遂げる事が難しい。」との記載がある。

⑫ 発達障害関連症状：言語コミュニケーションの障害及び限定した常同的で反復的な関心と行動に該当し、具体的には「言葉で上手く説明や表現が出来ない。同じ動きを延々と繰り返す。」との記載がある。

⑬ 意識障害・てんかん：（記載なし）

⑭ 精神症状：（記載なし）

⑮ 問題行動及び習癖：興奮、暴行、多動、聴覚過敏

具体的には「時間の感覚がない。大声や奇声を発する。衝動的に行動する。周囲の状況を確認せずに飛び出す。言っている事は理解出来るが、言葉での表現が単語だけなので上手く伝える事が難しく、手が出てしまう事がある。特定の人や音に敏感。いやな音や声を聞くと噛みつく。」との記載がある。

⑯ 性格特徴：積極的に興味を持ちチャレンジする事が出来る。

⑰ 日常生活能力の程度：食事は「自立」、洗面は「半介助」、排泄は「自立【半介助】」、衣服は「自立」、入浴は「半介助」、危険物は「大体わかる【特定の物、場所はわかる】」、睡眠は「時々不眠」に該当し、具体的には「入浴、洗面時は一部介助を要する。【排泄後は自分でお尻を拭けない。】夜中によく目を覚ます。人の話が聞けず、会話が続かない。言葉で上手く説明や表現が難しく、手が出てしまう事がある。【危険物が分からず、事故に遭いそうで注意が必要。】」との記載がある。

⑱ 要注意度：2 随時一応の注意を必要とする【1 常に嚴重な注意を必要とする】

⑲ 備考：（記載なし）

（2）家庭の事情ではあるが、本件児童の12歳の兄は最重度知的障害を有しており、ひとり親として、毎日、子ども2人の介護と、生活していくための仕事に追われる中、また、子どもたちの将来のため悩み励む中、奇声や他害行為がひどい本件児童から目の離せる時間がないのが現状である。療育手帳A2判定の結果でも診断書や1年おきの再認定も正直疑問に思うこともある中、本件処分は24時間介護が必要な本件児童には到底納得できるものではない。

2 審査庁の主張の要旨

障害児福祉手当認定診断書（精神の障害用）（以下「本件診断書」という。）の記載内容からは、本件児童の障害の程度は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

(昭和50年政令第207号。以下「政令」という。)に定める障害に該当しないことが認められ、処分庁が、本件児童の手当資格喪失処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件児童には「自閉スペクトラム症」及び「注意欠如多動症」の発達障害があり、現在の病状又は状態像として「知的障害」及び「高次脳機能障害」が認められる。

そこで、本件児童が法第2条第2項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態にあるか否かについて、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」(「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」(昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知)の別紙。以下「認定基準」という。)の第二の6「精神の障害」により以下判断する。

1 認定基準第二の6の(1)のキ該当性

発達障害によるものにあつては、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるものとされているところ、本件診断書の記載内容から判断して当該基準に該当すると認められる。

2 認定基準第二の6の(1)のエ該当性

高次脳機能障害によるものにあつては、高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なものとされているところ、本件診断書にはこのような記載がないので、当該基準に該当しない。

3 認定基準第二の6の(2)該当性

精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のもので、「常時の介護を必要とする程度」とは、「改訂特別障害者手当等支給事務の手引」(厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課監修)において診断書に、①「⑰欄の1から5の動作について、全て半介助以上に該当する場合」、②「⑫欄から⑯欄に掲げる障害等により⑱欄(要注意度)の1に該当する場合」、③「⑫欄から⑯欄に掲げる障害等により⑱欄(要注意度)の2に該当する場合であつて、かつ、⑰欄の各動作の半数以上について半介助以上に該当する場合」のいずれかに該当する記載がある場合とされている。

本件診断書によると、①については、食事、排泄及び衣服が自立となっているため、該当しない。また、②については、⑮欄（要注意度）の1に該当しないため、該当しない。さらに、③については、⑮欄（要注意度）の2に該当する場合に該当するものの、⑰欄の7つの動作のうち、洗面、入浴及び睡眠の3つの動作のみが半介助以上であるため、半数以上が半介助以上に該当する場合に該当しないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

したがって、当該基準に該当しない。

4 認定基準第二の6の(1)の力及び6の(3)該当性

知的障害によるものにあつては、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なものとされ、その程度については、知的機能の発達程度のほか、適応行動上の障害を十分勘案のうえ、別表に掲げる知的機能の程度により判定するものとされている。

認定基準の別表に掲げる知的機能の程度によると、9歳の本件児童が属する6歳から17歳までの年齢階層にあつては、知的機能の程度が「言語は数語のみ」、「数はほとんど理解できない」及び「食事、衣服の着脱などひとりではほとんどできない」であるものが最重度に該当するところ、本件診断書からは、本件児童が「言語は数語のみ」、「数はほとんど理解できない」といった事情は認められない。

したがって、当該基準に該当しない。

上記のとおり、本件児童は認定基準第二の6の(1)のキに該当するものの、他の基準に該当しないため、政令別表第1第9号に該当しないと判断し、処分庁が本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

5 審査請求人の主張

審査請求人は、上記第2の1の(1)のとおり、審査請求書に主張を裏付ける資料を添付しているが、これらの資料は、令和5年10月5日付けで審査請求人から提出された障害児福祉手当再認定申請書に添付された資料ではないので、審理に当たって採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法

律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年5月2日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和7年10月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

障害児福祉手当の受給資格の認定は、申請時に提出された診断書の記載内容に基づき、法定受託事務の処理基準と位置付けられた認定基準に沿って、客観的に判断されるものである。

審査請求人は、審査請求書に主張を裏付ける資料として心理判定書及び令和5年11月25日付け障害児福祉手当認定診断書を添付しているが、これらの資料は、同年11月6日の本件処分時まで存在した資料ではないので、本件審査請求における審理に当たって採用することはできない。

本件診断書は、精神の障害用であり、本件児童には「知的障害」及び「高次脳機能障害」があることから、本件児童の障害の認定は、認定基準第二の6（精神の障害）により行うが、本件診断書の記載内容を確認したところ、本件児童は認定基準第二の6の(1)のみに該当するものの、他の基準に該当しないため、政令別表第1第9号に該当しないことが認められる。

よって、処分庁が、本件児童の障害の状態が政令別表第1第9号に該当しないと判断し、本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 平 岩 みゆき

委員 吉 岡 秀 樹